平成２１年（フ）第２０６５号
札幌市清田区平岡４条３丁目16番28号
債務者　上坂　佳苗
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０６６号
札幌市中央区北１条西15丁目１番地５　808号
債務者　上野　泰雄
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０７８号
札幌市南区川沿６条２丁目２番５―302号
債務者　田口　路浩
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０７９号
札幌市南区川沿６条２丁目２番５―302号
債務者　田口　真美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０４号
札幌市厚別区厚別中央２条１丁目１番10―210号
債務者　佐々木俊雄
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１２４号
札幌市清田区里塚４条３丁目11番18号
債務者　土田　惠子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２４号
宮城県石巻市桃生町中津山字四軒前22番地１コーポ壱番館105号
債務者　酒井美由紀
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
宮城県石巻市蛇田字新刈場165番地４
債務者　日野とよ子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
宮城県石巻市羽黒町２丁目５番１号
債務者　千葉百合子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第８９０号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―30―207
債務者　森川加奈子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２９９号
埼玉県春日部市本田町１丁目128番地５　ハイツヴィレッヂ101、旧住所神奈川県大和市上草柳３丁目17番23号
債務者　橋本　正恵（旧姓枝松）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
千葉県山武郡大網白里町細草3197番地12
債務者　野中陛出夫
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２７号
千葉県山武郡大網白里町細草3197番地12
債務者　野中　孝子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第４０４号
川崎市幸区塚越４丁目333番地91　矢向ハイツ202
債務者　清水　　渉
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
新潟県新潟市秋葉区善道町１丁目１番13号和光マンション103号、前住所新潟県新潟市秋葉区秋葉１丁目27番15―１号
債務者　加藤　博之
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６４号
新潟県新潟市西区小新大通１丁目10番62号
債務者　鈴木　壽子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１６号
新潟県新潟市東区上木戸４丁目８番１号、申立時の住所新潟県新潟市東区中山８丁目15番５号　コーポ河内Ⅱ　101
債務者　浦澤　良太
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部